

令和7年4月1日以降に着工した建築物は 完了検査申請書に省エネ工事監理報告書を 添付してください。

省エネ基準適合義務対象の建築物の完了検査申請書に添付してください。

(建築基準法第7条及び第7条の2の完了検査)

省エネ工事監理報告書の様式は愛媛県ホームページにあります。

愛媛県HP 建築物省エネ法：[/https://www.pref.ehime.jp/page/2110.html](https://www.pref.ehime.jp/page/2110.html)



省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）

様 年 月 日

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 業 主	
工 事 名 称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書を通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	② 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C .	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況（付属部材や窓の設置状況を含む）		A・B・C .	適・不適
2. 暖房設備	① 暖房方式		A・B・C .	適・不適
	② 暖房設備の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
3. 冷房設備	① 冷房方式		A・B・C .	適・不適
	② 冷房設備の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
4. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
5. 照明設備	① 非常時の照明設備の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適

【注意】

- 本様式は、「住宅仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Gに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A: 目視による目視確認 B: 計測等による目視確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

※省エネ性能の評価方法により様式が異なりますのでご注意ください。

—省エネ基準に関する完了検査における留意事項—

- 完了検査において、目視で確認できない部分（断熱材の施行状況等）については、工事監理記録（工事写真等）により確認を行います。
- 完了検査は省エネ計画書等のおりに施工されていることの確認を行いますので、完了検査時点の設備機器等の設置状況にご留意ください。（変更がある場合は、完了検査を申請する機関にご相談ください。）